



ふれあい給食争奪戦



No.101

平成26年12月1日発行

たるみず

市議会だより

平成26年第3回定例会

一般質問	2～7
議案等の審議結果	8
公営企業決算特別委員会審査結果報告	9～10
産業厚生委員会所管事項調査報告	10～11
議会報告会	12～13

■一般質問の詳細につきましては、図書館、両支所、各地区公民館、市役所2階の情報公開室にあります“会議録”をご覧ください。
※本市のホームページでもご覧いただけます。（今回の会議録は12月上旬より閲覧できます。）

発行／垂水市議会
編集／垂水市議会だより編集委員会
鹿児島県垂水市上町114番地
Tel 0994-32-1111（内線358）

一般質問

平成26年第3回定例会は、9月4日から9月26日まで23日間の会期で開かれ、9月16・17日の本会議で12人の議員が一般質問を行い、全員より“市議会だより”の原稿提出がありました。

- 紙面の都合により主な項目について、質問と答弁の要旨を質問者の文責により掲載しております。
- 掲載の順番は質問順（質問通告書提出順）です。



教育の充実について 海水浴場の実態及び今後の展望

川越 信男 議員

問 携帯電話、スマートフォン等での被害の報道が流れているが、本市の小中学生の所有状況の把握はされているのか、また、一般的な情報に対するモラル教育の取組を伺う。

答 本市の小中学校の実態調査によると、携帯電話の所持率が、小学校125人、全体の20%、その内スマートフォンが23人、中学校が106人、全体の31%、その内スマートフォンが73人、また、通信機能付きのゲーム機等のインターネット端末の所持率は、小学校296人、全体の47%、中学校232人、全体の67%と年々増加傾向にある。このような現状を踏まえると、学校における情報モラル教育は大変重要であると考えている。携帯電話、スマートフォンに係わる諸問題についても、具体的な事例をもとに加害者、被害者にならないよう、各学校での指導を強化するとともに、リーフレットの配布やPTAにおける話し合いのテーマにするなど、保護者を巻き込んだ実効性のある取り組み

がなされるよう、管理職研修会などで指導した。

問 海水浴場の実態及び今後の展望について

答 議員、提案の浜平の海岸については、指摘のとおり、温泉施設もあり、駐車場の確保にしても可能ではないかと考えている。広々とした砂浜が広がり、条件的には良好な場所であると思うが、地権者との協議も行っておらず、併せて、指摘のとおり、海岸が草木等で相当荒れていることから、整地に予算を要すること等、課題を解決しなければならぬと考える。

（その他の質問事項）

○一人暮らしの高齢者の安心・安全について

○農業施策の充実について



広島土砂災害を教訓にした防災対策を・フェリーの運航見合わせをメール発信して

堀内 貴志 議員

問 広島市土砂災害を教訓にすると未明のゲリラ豪雨、市民への情報伝達、避難勧告を出すタイミング等が課題になっている。垂水市の対応のあり方について伺う。

答 本市の場合は必要と判断すれば、深夜や未明であろうと避難勧告を発令する。防災情報の伝達手段は、防災行政無線、ほっとメール、消防団による広報、緊急速報やデータ放送等あらゆる媒体を活用して市民へ周知する。また、現在各世帯に配布している防災ラジオが効果的な情報伝達になるが、早めの情報発信に努め、空振りや恐れぬ避難対策を行うことで、防災、減災対策に取り組む。

問 今年8月に、鹿児島県に接近した台風12号の影響で垂水フェリーが運航を見合わせた。鹿児島上陸までまだ時間があると思った中で運航見合わせで、利用者を変え混乱させた。利用者の利便性を確保するために、情報をタイムリーに得る方法はないものか。

答 垂水市からの情報伝達として考えられるのは、垂水市ほ

とメールと現在配布中の防災ラジオからの発信であるが、防災ラジオは垂水市内だけの発信である。市外に通う人の情報入手に必要な方法は、「垂水市ほっとメール」だと思つたので、運航見合わせ等の情報を入手した時点で発信に努める。ただ、ほっとメールから情報を入手するためには会員登録が必要であるので、会員の登録者増にも努める。

問 協和地区での死亡事故発生後、信号機設置の要望を出してから5カ月が経過したが、どうなっているのか。

答 事故発生後の4月9日に開催された事故現場診断、対策会議で地元住民から信号機設置と道路のカラー舗装等の要望があった。信号機は現在工事中で、9月20日に完成し、月末に点灯する。国交省からは停止線の位置の変更や、運転手が減速するような道路標識に変更する旨の回答を得ている。

（その他の質問事項）

○空き家の有効活用について



親子ふれあい給食



重度・心身障害者医療費の 助成を現物給付方式へ！

池山 節夫 議員

問 マイナンバー制度について。全国民に番号を割り振る共通番号制度関連法、いわゆるマイナンバー法が昨年5月に施行され、

2016年からシステムの運用が始まるが、特定個人情報保護評価の実施には課題がある。特定個人情報保護評価とは、番号を含む個人情報情報が外部に漏洩するリスクに対応するため、情報を扱うシステムのプライバシー対策が適正か事前評価するものだが、評価の試行とガイドラインの整備について。さらに、関係者間でプライバシーリスクを可視化して情報を共有できる基準について伺う。

答 特定個人情報保護評価は、事前対応により個人のプライバシー等の権利、利益の侵害の未然防止及び国民、住民の信頼の確保を目的としている。本市の計画としては、今後、特定個人情報保護評価計画管理書を作成し、本年度中の評価実施を検討している。情報漏洩対策としては、USBメモリーへの書き込み、パソコンのネットワークへの接続、官公庁以外へのメー

ル送信時のファイル添付、インターネット上への投稿を禁止するなど防止措置をとっている。

問 医療・介護総合推進法が成立した。医療分野では在宅医療を推進し、介護分野では要支援者を保険から外し、市町村の事業に移行するものだが、予想される混乱や問題点について伺う。

答 課題としては、本市のような生産人口が減少する地域においては、継続的に多様なサービス主体を確保する事が困難になる恐れがあるので、持続可能な仕組みづくりを急ぎたいと思う。

問 重度心身障害者医療費の助成について、償還払い方式から現物給付方式の実現に向けて検討できないか。

答 本市単独で取り組むことは困難で、国・県の制度検討を待つ対応を図る課題と考えている。



市道・農道の除草、除木作業について 市民の要望に応えられているのか

感王寺 耕造 議員

問 市道・農道の除草、除木作業について、昨年度の実績は。現在、刈払い機での作業を行っているが、専用の作業機械の導入の考えはないのか。また、年次的な防草シート設置の方向性は。

市道・農道も本来、市が公助で行うべきであるが、共助・公助に頼りすぎでは。

自助・共助の取り組みも地域間格差があり、取り組む地域には助成をすべきでは。

答 昨年度の市道の除草作業の委託費については、1300万円、事業量が路線数18路線、延長48km、面積13万8200㎡実施。環境整備班実施分が6路線、延長7kmとなっている。

支障木については、道路パトロールや地域の要望の都度、環境整備班で実施したり、高度な技術が必要な場合は、森林組合、建設業者へ依頼している。

農道については、7路線、面積2万4928ha。事業費137万1300円である。
山間部を多く抱えており、市道

・農道ともに、市民に満足される対応はできていないのが実情である。

専用機械の導入については、費用対効果を勘案しながら、調査・研究し、前向きに検討していく。

防草シートの活用については、竹がシートをつき破ったり、風で剥がれたりなど支障があり、現在、国道もモルタル施工に変更していると聞いている。

施工単価が1万3000円/㎡かかり、多額の予算が必要なことから、実施できない状況。

取組地域の助成については、経費だけでも助成できないか、どの間い合わせも多数あることから、他市の状況も踏まえ、検討する。

(その他の質問事項)

○空き家基本条例の制定と空き家を活用した人口増対策について
○カメラ、Wi-Fiサイネージを活用した防災・減災支援自販機システム導入への考えは。



風光明媚な桜島



なぎさ荘跡地の整備について 所有者と協議、活用を

川畑 三郎 議員

問 台風12号・11号の接近等

で前線が停滞、南から暖かく湿った空気が流れ込み、西日本では8月の雨量が平年の2・7倍、日照時間は平年の48%の最小であった。8月19日深夜から20日未明にかけ、広島市を中心に局地的な豪雨で大災害が発生、多くの人命が失われた。どこにでも発生する状況にあるのではないかと考えるが、河川の氾濫もなかったと考えるが、河床の整備の状況は。また、農道、市道の整備状況について伺う。

答 市内を流れる準用河川は23河川あるが、本年度は住宅や農地に被害を及ぼす恐れのある河川で、追神川、飛岡川、深港川、平野川、塩入川について、寄洲除去を実施。市道の整備の発注状況は、内ノ野線舗装工事、小浜・脇登線改修工事、瀬戸山線舗装工事、塩田・田畑線舗装工事、また、その他単独工事費を含み、5路線を発注している。道路改良工事は内ノ野線道路改良工事を発注、元垂水原田線も発注予定、道路工事に関しては、道路側溝清掃、交通安全

施設整備工事、市道除草作業を発注している。

問 県が主体となっている中山間総合整備事業の現在の進捗状況は。

答 農道はこの事業で14路線の整備に取り掛かってもらっており、完成している所、着手している所については、喜んでもらっている。農業用配水施設整備が23路線、圃場整備が1団地、農業集落道が9路線、集落配水路が3路線等である。

問 なぎさ荘跡地の状況をどう認識しているのか。

答 現在、活用が行われていない状況であり、雑草、雑木等が生い茂っている状況である。本市の中でも有数の景観の地で、温泉を備えている施設で、環境上、防犯上においても大変憂慮しており、所有者と協議を行っていききたい。



新城田平横間線の生活排水対策は 介護福祉施設等の現状は

田平 輝也 議員

問 新城地区の圃場整備は平成15年に完成し、今は水田への流水も非常に便利になってきた。一方で、今まで水田などに使用されていた感王寺から大浜・田平・横間集落までの既存の用水路は、水の流れも、生活排水の流れも悪くなり、悪臭や蚊、ハエの発生源となつている。また、道路幅も狭く、車の離合も危険だが、今後の改善の見通し、計画はどうなつているのか。

答 市道大浜・田平・横間線の道路整備については、以前から要望がある。大浜から田平、横間線を通る市道に並行している既設の水路は、新城圃場整備後、用水路としての機能が不要となり、現在は道路側溝として管理している。水路は勾配がなく、水の流れも悪く、悪臭などの原因となつている。この水路は延長が長いので、事業費が掛かることで、県などの中山間総合整備事業で実施するように、現在、事業許可を受けており、今後確実に整備される。それまでの道路補修は随時対応していく。

問 少子高齢化が進展する中、介護施設の利用は高齢者や市民にとつても深い関心があるが、現時点での各施設への待機者数と、本市にある施設の入所料金などの平均はどのくらいなのか、高額の入所費の還付制度などについて伺う。

答 市内には15ヶ所の施設がある。特別養護老人ホームの恵光園の待機者数が70名で、平均月額額は5万9千円位、養護老人ホーム華厳園の待機者数が26名、平均月額3万4千円位で、その他施設と合わせて待機者が106名、平均月額額は、小規模多機能住宅介護事業所を除き6万6千円程である。また、介護保険についても医療保険と同様に月の利用額が高額になった場合に還付する制度がある。(その他の質問事項)

○本市の農業振興地域について



「お長屋」県指定文化財指定



まさかり海水浴場と 廃ビニールリサイクル工場

池之上 誠 議員

問 民泊事業の現状と展望、事業貸付金制度の運用成果を伺う。

答 本年度前期9校1200名、後期13校2300名の民泊と餌やり体験の教育旅行を受け入れる。また、インドネシアの学生も4回受け入れている。新規事業の受け入れ家庭の負担軽減と充実を目的とするツーリズム推進協議会への貸付金は、受け入れ家庭に早期支払い・事務簡素化で喜ばれ、感謝されている。大隅広域の中でも、民泊の取組は先進地であり、餌やり体験は県内唯一であることアピールし事業を充実させ、受け入れ家庭を含めた体制についても、おもてなしを大切にしながら環境整備を図っていききたい。

問 まさかり海水浴場の本年度中止の要因と今後の改善点、また、来年以降の海水浴場の展望を伺う。

答 鹿屋市の業者が土地を購入し、県の廃棄物リサイクル対策課へ農業用廃ビニールをリサイクルする事業計画書を提出された。新城公民館の要請を受け、説明会

や庁内会議を開催してきた。試運転中に、海水浴場閉鎖要因となったチップかす等の流出が認められ、鹿屋保健所と指導を行った。業者も試行錯誤の中で、対応策を講じ設備拡充に努め、11月中旬に再稼働の意向であるが、事業計画書や確認申請等が未提出であり、今後も関係機関と連携し注視していく。

また、来年の海水浴場は、まさかりを始め各候補地の詳細を協議し、しっかりと対応していく。

問 垂水中央運動公園施設整備計画の現状と展望を伺う。

答 1月末に提言書を提出頂き、2月に全協で内容説明し、HPや広報誌で公表している。社会資本整備総合交付金活用の為、長寿命化計画策定が義務付けられ、6月議会で委託料を議決いただき発注済みである。提言書に従い、陸上競技場は全面芝生の多目的利用型に改修し、28年度着工を目指しているが、ビジョンは12月議会に全協で示したい。

○その他の質問事項
○市長の政治姿勢について 他



土地開発公社の解散は 平成28年1月を目途

北方 貞明 議員

問 土地開発公社の解散は、鹿児島県を始め、市町村では出水市、南九州市、南さつま市、徳之島町が解散しているが、本市の開発公社は一定の役割は終わったと理解するが、解散の時期はいつか。

潮彩町の商業用地は平成19年度契約時と比べ地価が下落しているが、地価価格は守られるのか。市民の多くは土地開発公社の存在を知らない。開発公社の借金6億等など市報で収支報告はしないのか。

答 土地開発公社の本来果たすべき役割とは乖離したものとなっており一定の役割は終わった。現在、売却完了していない土地について、一定の目途がついてから解散する。解散の時期はできる限り市の財政に負担をかけない方向で、現在潮彩町の商業用地は民間会社と平成28年1月までの賃貸借、それから賃貸借契約期間満了後に購入する契約書を交わしているため、平成28年1月解散を目途としている。潮彩町の売却単価については、平成19年に交渉を行っており、その際の売却単価を適用し、市の財政に影響の少ないよう同一の売却単価で売却する。

本市の土地開発公社の会計等については、全て開示となっており、要請があれば開示する。

問 交通安全の面から道路を横断してのゴミステーションへの移動は大変危険であるが、安全策としての増設はできないか。

答 市長の公約、「安心、安全なまちづくり」の一環としても道路横断しないゴミステーションの使用など推進している。相談のあった振興会と隣接する振興会、また、公民館にも入ってもらい、より改善される方向で協議していきたい。

問 公用車の福祉バスについて、お年寄りや足腰の弱い方のための車イスやバスの乗り降りに踏み台は設置できないか。

答 車イスの場合は、バスの構造上難しい。踏み台については、利用者の安全面、利便性も考慮して前向きに検討する。

○その他の質問事項
○垂水小学校周辺のスクールゾーン設置について
○買物弱者について
○災害時の井戸水活用について



たるみず YOSAKOI 祭り



あらためて問われている 自治体のあり方

持留 良一 議員

問

1点目は要支援の今後のサービス問題。制度改定の最大の問題は要支援の人が利用する通所・訪問介護の見直しである。要支援者は生活の困難を抱え、専門的知識を踏まえた支援が必要ということと認定されている。①受給している人のサービスを打ち切らないようにするのが基本だと考えるが見解を伺いたい。②新たにサービスを利用する人に介護サービスの利用を広げること、「多様なサービス」の内容の充実に努めることが大事だと考える。それは、専門的なサービスから外されていけば状態が悪化し、介護の費用は逆にかさんで財政を悪化させる。見解を伺う。2点目は介護認定3以上しか対象としない特別養護老人施設問題。「やむを得ない事情」がある場合は、要介護1・2の人も例外的に入所を認めるとしているが、一部を除き待機者にもなれない現状が生まれる。見解を伺う。

答

地域支援事業へ移行することで、受給している人のサービスを打ち切らないのは当然である。新たなサービスを利用する方への対応は、訪問介護・通所介護以外

の予防給付は残ることから、新たなサービスを利用する人の不利益は生じないものと思う。

問

滞納しているも納税者の権利はあると考えるが、主にどのようなものがあるか伺う。納税者の権利はどのように守られているか伺う。

答

地方税法に定められている徴収猶予、換価の猶予、滞納処分停止がある。総務省より税務行政の運営にあつての留意事項として通知があつた。それによると、滞納処分することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがある時は、その執行を停止することができるとされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分把握した上で、適正な執行に努めて頂きたいというものであつた。個別の事情を十分把握した上で対処していきたい。



人口減少対策プログラムは 着実に進められているのか

川尻 達志 議員

問

人口減少対策プログラムの実行計画の進捗状況について伺う。民間企業の活力が求められているが、その点についてどのようなことを考えているか。

答

本市の人口減少の課題は、未婚率の高さや年少人口割合の低さにあると考えられることから、民間活力を利用した集合住宅の建設促進、空き地の住宅建設用地としての活用促進、空き家の有効活用策、ブックスタート事業、婚活イベント支援事業についての予算化の検討をしている。

6次産業化、観光振興というような形で雇用をどこに求めているか、一次の部分ではなく儲かる仕組みの部分に求めたいということをやっている。

問

我が国は亜熱帯化しつつあり、今年も大雨で大きな災害が発生している。本市も過去に大災害を経験しているが、自然環境が大きく変わるなか、過去の災害に対する考え方が通用しなくなっているのではないか。その点に市民との乖離があるのではないか。

危機管理監を招聘しているが、その動きを市民は理解しているのか疑問であるが、その点についてどのように考えているか。

答

自主防災組織は96%を超え、独自の訓練や講演要請等も年々増加し、市の総合防災訓練、桜島爆発訓練にも多くの住民に参加していただき市民の防災意識は高まってきている。地域間、市民の間にも意識の格差があるように思われることから、さまざまな機会で開催啓発に努めていくよう考えている。

危機管理監については、災害、防災等の情報収集分析、計画の見直し整備等のさまざまな問題について進言をもらっているところである。本市の安心、安全なまちづくりにおいて、非常に重要な職務であると考えている。

(その他の質問事項)

○メガソーラーの起工が遅れた原因について



桜島火山活動対策東京陳情



垂水中央駅バス停に上屋の設置を

堀添 國尚 議員

問

垂水中央駅バス停の上屋の設置についてであるが、前議会での答弁では前向きな答弁だったと記憶している。その後、設置に向けての進み具合はどうか、また、課題は。

答

現在、設置を行うに当たり問題になるであろう課題について調査を行っている。設置の開始と許可基準や手続については、国道維持出張所に確認を行った。設置許可基準については、基本的には歩道の通行者及び国道を通行する車両の妨げにならず、歩行を妨げないスペースが必要であるとのこと、現地には設置可能であるとの回答であった。上屋の設置については、施工実績のある業者により工事費用や施工行程について確認をしているところである。今後の課題は費用の確保と上屋設置後の維持管理が課題になると考える。

問 上屋の設置については、大分前進したと思う。安全上の問題、手続の問題も大丈夫だというふうに考えている。費用の点について、具体的に答弁できないか。

答

バス停上屋の設置における課題となつている財源の確保について、具体的な方策ということであるが、広告料もしくは寄附というようなかたが一般的であると考えられる。ただし、寄附、広告料による設置になると、利用者数、バスの本数等を考えると、広告効果としての問題があると思うので、寄附による財源の確保ということになると思う。また、バス運営事業者のほうで維持管理の確保が必要になると考える。

(その他の質問事項)

- 市営住宅(スレート葺平屋建)の居住性の向上について
- 主な市道・農道の管理について
- 環境衛生について



上野台地からの農業用排水路を土木課で管理できないのか!

篠原 静則 議員

問

瀬戸山線の信号機について。現在設置してある信号機は点滅信号であるが、時差式信号機として変更が可能であれば事故等も少なくなると思われる。今後の事故防止に対する考えは?

答

この交差点にはすでに点滅信号機が設置されており、さらに交差点手前に「とまれ」や「交差点あり」の表示も設けてある。しかしながら、文字が見えにくい部分もあり、運転手が気付かない可能性も考えられるので、文字の修正、速度違反の取締り強化等について、垂水幹部派出所にお願いしていききたい。また、交通安全運転管理者協議会を通じて、市内各事業所等へのチラシ配布や安全運転の周知徹底についてもお願いしたい。

答

指摘の場所については、

問

上野台地の排水溝について。上野台地の下流域は住宅地域になつているが、この住宅地域内の農業用排水路を土木課で管理できないのか? また、垂水南1号線の水溜まりの改善策は?

特殊農地保全事業で排水を処理するため整備がされている農業用排水路である。水路の上を集落道としても利用している関係で、住宅地域内の排水路として土木課へ質問されたと思うが、現時点では土地改良区の管轄であるので回答はできない。正式に土地改良区から市に管理移管の依頼があれば関係課と協議していききたい。

垂水南1号線の水溜まりについては、平成24年度にも要望があり、一部舗装工事を行ったが、道路に側溝がなく、道路勾配もあまりないので、水が溜まる状況にある。現在は、路端の土砂を撤去したところ、水は溜まらなくなつてきているようであるが、安全対策のために前後にカラーコーンを設置するなどして、運転手に注意を促している。今後は水溜りを解消するために9月補正で舗装の打ち換え工事を計画する予定である。



秋の産業祭
(鹿屋農業高校和太鼓部)

平成26年第3回定例会に付議された事件審議結果一覧

番号	件名	審査結果
議案 第52号	平成25年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	原案可決及び認定
議案 第53号	平成25年度垂水市病院事業会計決算の認定について	認定
議案 第54号	垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 案	原案可決
議案 第55号	垂水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 案	原案可決
議案 第56号	垂水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 案	原案可決
議案 第57号	垂水市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例 案	原案可決
議案 第58号	垂水市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 案	原案可決
議案 第59号	垂水市屋外運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 案	原案可決
議案 第60号	垂水市保育の実施に関する条例を廃止する条例 案	原案可決
議案 第61号	鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更について	原案可決
議案 第62号	垂水市教育委員会委員の任命について	原案可決
議案 第63号	平成26年度垂水市一般会計補正予算（第3号） 案	原案可決
議案 第64号	平成26年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 案	原案可決
議案 第65号	平成26年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号） 案	原案可決
議案 第66号	平成26年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号） 案	原案可決
議案 第67号	平成26年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） 案	原案可決
議案 第68号	平成25年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について	継続審査
議案 第69号	平成25年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	継続審査
議案 第70号	平成25年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	継続審査
議案 第71号	平成25年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について	継続審査
議案 第72号	平成25年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について	継続審査
議案 第73号	平成25年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について	継続審査
議案 第74号	平成25年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	継続審査
議案 第75号	平成25年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	継続審査
議案 第76号	平成25年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	継続審査
陳情 第25号	川内原発再稼働の地元同意に係る陳情書	不採択



垂水市公式イメージ
キャラクター（たるたる）

公営企業決算特別委員会
審査結果報告（9月4日）

委員：宮迫泰倫（委員長）

持留良一（副委員長）

川越信男、堀内貴志

感王寺耕造、徳留邦治

篠原静則

去る6月27日の平成26年第2回定例会において、公営企業決算特別委員会付託となり、閉会中の継続審査となっておりました議案第52号 平成25年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、並びに議案第53号 平成25年度垂水市病院事業会計決算認定について、去る7月29日に公営企業決算特別委員会を開き、審査いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

審査にあたりましては、予算が議決の趣旨、目的に従って適正かつ、効率的に執行されたかどうか、問題点はなかったか、そしてどのような行政効果が発揮できたのか、そのことで今後の行財政運営においてどのような改善工夫が必要かを重点に置き、さらに計数的なことについては監査委員の監査を十分に尊重し、決算報告書、監査意見書に基づいて審査を進め、関係課長の説明を求めながら予算執行の実績を確認し、その適否について慎重に審査をいたしました。

それでは、両決算の主な質疑について申し上げます。

まず、水道事業会計決算におい

ては、「職員同士で技術の継承などはしっかりとなされていくのか。また、職員数が1名減ということ、現状の業務に支障はないのか。」との質疑に対し、「熟練した技術者が必要だということで、採用を総務課に依頼しており、今年度採用試験を実施することになっている。職員数が1名減ということで、業務に支障をきたしている。」との答弁がありました。

次に、「固定資産売却についてどのようないきさつがあったのか。」との質疑に対し、「内ノ野集落用の何十年と使用されていなかった配水池を今後も使用する見込がないことから売却した。」との答弁がありました。

次に、「不納欠損の中身はどのようなになっているのか。」との質疑に対し、「条例上、5年経過したら不納欠損処理できるとなっており、会計上問題もあることから、平成20年度分を不納欠損した。徴収の努力をしているが、無届の転出や県外への転出などにより徴収不能となったものである。」との答弁がありました。

次に、「損害共済災害共済金の内容について」との質疑に対し、「城山団地ポンプ場に落雷があり、コンピュータの基盤が壊れ修繕した。修繕料については、減価償却分を差し引かれて、保険料が支払われた。」との答弁がありました。

次に、「資本が30億ほどになっているが、その考え方について」と

の質疑に対し、「これまで水道施設の整備をしてきた成果であり、この資本を今後は有効に活かしながら、安心で安全な水を安定的に供給していきたい。」との答弁がありました。

そのほか、「給水人口は約1万3千人となっているが、市としては、人口減対策に取り組んでおり、人口が増えた場合の市内での調整などはしているのか。」「ろ過機導入後の状況について、などの質疑がありました。

次に、病院事業会計決算においては、「昨年に比べ、外来患者、入院患者が減少し、収益が落ちていく原因は何だったのか。」との質疑に対し、「垂水市の人口減、そして、医療を必要とする年齢層の死亡、遠方家族による高齢者の引き取りなどにより収益が減ったと考える。さらには、常勤の整形外科医がおらず非常勤職員での対応となつていくことから、病院側と共同で整形外科医問題について取り組んでいく。」との答弁がありました。

次に、「垂水市にとっての医療の拠点である中央病院の医師の確保、正看護師の確保などについて、どう考えているか。」との質疑に対し、「医師の確保は非常に厳しく、中央病院の院長も努力している。市としても、鹿児島大学へ何度もお願しいしたり、他県のドクターバンクや民間の医師紹介などにも依頼しているが、応募がない状況である。」との答弁がありました。

次に、「一部負担金未収金が増えているが、原因は何なのか。」との質疑に対し、「病院診療の閉めが翌月中旬となっており、1カ月経たないで請求できないため、個人負担の未収金が発生しているが、6月末では、約79%は収入済みになっている。」との答弁がありました。

次に、「企業経営健全化計画が27年度までであるが、どういうことがされているのか。」との質疑に対し、「起債償還の繰上償還をし、その分が起債の制限を受けることになるので、平成26年度については、機械・器具の購入を抑えている。経営については、指定管理者の肝属医師会に委ねているが、26年の4月の診療報酬改定に伴い、情勢が変化してきているので、肝属医師会と十分協議のうえ、維持可能な病院医療体制の構築を目指していく。」との答弁がありました。

そのほか、「一部負担金に関しての免除があると思うが、支払い困難者への対応の必要性について」などの質疑がありました。以上、主な質疑について申し上げます。

まとめとしまして、監査委員の決算審査意見書にもありますように、両事業とも経営努力がなされ健全な事業運営がなされているが、水道事業会計については、収入基礎となる給水人口が減少傾向にあり、営業収益が左右される上、施設の減価償却や企業債の借入れによる償還額等が経営を圧迫することが懸念される中、新たな企業



小規模市ネットワーク議長会陳情
(県議会松里副議長へ)

債の借入れは行わず、利益が増加し、借入残高が順当に減少してきていることが経営努力の大きな成果である点、病院事業においては、低床電動ベッドを更新することにより入院患者の転倒・転落のリスク軽減が図られ、さらには、電子カルテを導入し、患者の治療・処方歴などの把握が容易になり、診療をスムーズにすることが可能になり、年々、患者数が減少していく中で、医療の質の向上と安定収益の確保を図りながら経営改善に努力している点などが指摘されています。

両事業とも、引き続き一層の経営基盤の安定化と経営の健全化に努めていただくよう求めるものです。以上の質疑なども踏まえた上で、本委員会としては、議案第52号「平成25年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、剰余金の処分については、原案のとおり可決し、決算については、適正であると認め、認定することに決定しました。」

また、議案第53号「平成25年度垂水市病院事業会計決算認定については、適正であると認め、次の要望を付して認定することに意見の一致をみました。」

要望事項を申し上げます。
一つ、県の職員が経営を再建させた県立病院と情報交換するなど、垂水中央病院の経営安定に努められたい。

一つ、市民を守る地域医療の拠点

として、常勤の整形外科医の確保に努められたい。
一つ、診療時間の見直しを検討されたい。

一つ、看護師不足に対応するため、垂水市内の有資格者で優秀な人材の臨時的な活用を検討されたい。
以上で、報告を終わります。

所管事項調査報告

(産業厚生委員会)

日程：平成26年8月19日(火)

～8月21日(木)

調査地：宮城県 石巻市、色麻町
委員：感王寺耕造(委員長)

川越信男(副委員長)

大藪藤幸、池之上誠

北方貞明、宮迫泰倫

調査事項：東日本大震災からの復

旧・復興に向けた取組

状況について(石巻市)

空き家等の適正管理に

関する条例制定の経緯

について(色麻町)

去る8月19日から8月21日まで

宮城県石巻市、同じく色麻町において、私も産業厚生委員会の6名及び随員1名は、所管事項調査を実施しましたので、その結果をご報告申し上げます。

初めに、石巻市について報告いたします。

石巻市では、「東日本大震災からの復旧、復興に向けた取組状況」について研修しました。

平成23年3月11日発生の地震・

津波により市内の13・2%が浸水、死者3,171人、行方不明者430人、人口対比2・3%もの多数の犠牲者が出ており、今回の震災の全国の死者・行方不明者数18,502人中、19・4%を占めており、石巻市の被害がいかに大きかったが理解されます。

石巻市は、震災により、至る所に震災ガレキが散乱し、629万トンもの量があったとのことで、災害発生前の年間処理量が約5万トン、約100年間分もの災害ガレキがたった1日で発生したことになります。この629万トンの災害ガレキについては、本年3月をもって全て処理完了できたとのことであります。

ガレキ撤去の手続については、家屋の搜索を所有者の了解を得ず行ったところ、後日、有価証券等の紛失を指摘されたケースが1件あったとのことで、後日、和解決とのことです。今後、法の整備が必要とのことです。

農業関係については、市内水田の20%、1,771ヘクタールが冠水し、離農する者も多いが、震災後、農家の法人化や株式会社化の動きがあり、農地の集積が進むのではないかと考えているのとこのことであります。

避難場所、避難経路について、屋外に100人、屋内に100人収容可能な津波避難タワーを3基建設予定しており、避難指定要件に適合する民間6施設を津波避難ビ

ルとして指定していた。6施設で2,633人収容可能であるとのことであった。さらに、高台等を利用した避難場所、避難経路を5箇所整備予定とのことでありました。

また、震災発生時に市民の6割が車を利用して避難したため、最大で11kmの渋滞が発生した。国は車での避難は認めていないが、身体的理由や車でしか避難できない地域もあることから、災害発生時の渋滞緩和のため、津波から高台へ逃げる避難路と接続する幹線道路を10箇所整備予定であるとのことでありました。

行政運営について、震災前は600億円程度の予算規模であったものが震災後には、2,200億円規模に膨れ上がり、仕事量も増大しており、国や県からの出向や全国の自治体からの人的支援を受けているが、足りていないのが現状であるとのことでありました。

また、復旧・復興の事業実施を図るために整備事業等の入札を実施するものの、約50・6%の入札不調があり、次年度へ繰り越される可能性が高いとのことでありました。

震災から3年半、マスコミで報道される機会も減少し、東北大地震が過去のものとして風化してしまっているような日本の現状であります。

しかしながら、旧北上川河口から三陸沖の海岸線を南下し、石巻市街地まで視察したが、まだ、震災の爪痕は各地に広がり、復興作業は緒に付いたばかりであります。



たるみずふれあいフェスタ 2014

石巻市における今後10年間の復旧・復興事業費は、1兆円を超える見込まれております。

1日も早い復興を願うと共に、国民一丸となって支えねばならないと感じました。また、震災の教訓を活かし、災害に強い国土造りが早急に必要であります。

本市においても、海底火山直下型の地震発生で、津波の発生が指摘されており、避難場所の見直し・避難道の整備が早急に求められております。

自主防災組織についても、各地域で温度差があり、災害時にきちつと機能できる組織育成への行政の支援策が求められております。

また、要支援者リストの取り扱い・大災害時の有価物の取り扱い・今回の広島土砂災害でも問題となった行方不明者の氏名の公表、各機関との情報共有等の法的整理・システム構築も早急に求められております。

有史以来、震災・津波が発生した東北の地には「てんでんこ」という言葉が残されております。地震が発生したら、親も子も関係ない、自分の身ひとつで真つ先に高台に避難しろ、という意味だそうであります。

個人の危機管理能力・判断力を高め、避難行動をすぐにとれるようにしる、との誠に含蓄に富んだ言葉であります。

このことが、一番大切なことではないかと思いました。次に、色麻町についてであります。



すが、色麻町は宮城県のおぼ中央に位置し、人口約7,500人、世帯数約2,000戸の農業の町であります。

歴史は古く、当時の国家的プロジェクトで編纂された歴史書「続日本紀」の中にも色麻についての記述がみられることから、原始・古代を通じて、色麻の地が政治・文化の中心地域であったとされております。

色麻町では、「空き家等の適正管理に関する条例制定の経緯」について、研修しました。

色麻町では、倒壊や建築資材の飛散、雑草等の繁茂による景観・害虫発生など住環境の問題、防火・防火の問題等を日頃より町民からご意見を頂いており、地域住民の協力を得て調査したところ、52箇所の空き家を確認し、所有者にアンケートを実施して、他市の条例を参考に顧問弁護士・司法書士にも相談しながら、条例に行政代執行を規定し、平成26年3月18日に条例を施行しました。

ちなみに、行政代執行については、この条文を入れなければ空き家問題は解決しない、との町長の強い意向があり、規定されたとのことでありました。

条例施行から日が浅く、行政代執行の実績はないものの、条例に行政代執行を規定したことにより、倒壊の恐れのある家屋一棟が所有者の自主的判断で解体された事例がありました。

行政代執行の審査については、職員・有識者で構成される委員会の中で審査・判断を行い、審査の基準として、1対1、個人間同士の場合は認めず、不特定多数の人に迷惑をかける可能性があり、他の方法で解決困難な場合に行政代執行の方向性を決定し、その時点で専門家の意見を参考にすることとなっております。

また、警察署との連携も規定されており、現民法上では行政の立ち入り検査権・命令を出す権限は認められておらず、警察署との連携を規定することにより、業務に支障がでないようにしたとのことでありました。

解体費用の単独助成については、国土交通省の「空き家再生等推進事業」において自治体が解体・撤去する場合、国による5分の2の補助があるが、補助残が大きいため現在のところは考えていないとのことでありました。

全国の空き家は約756万戸存在しており、今後、益々増加して

いくことが懸念されます。

垂水市においても、土木課による空き家調査が実施され、1,061戸の空き家が確認され、そのうち、廃屋が214戸とのことですが、色麻町の研修の中でもありましたが、固定資産税・都市計画税の問題、民法上の問題、行政の立ち入り調査権、固定資産情報の活用など、国の法改正が必要なものも多くあります。しかし、現に多数の空き家が存在している現状において、市民の方々から早く何とかしてほしい、との声もあるので、国の法整備の動きを待つのではなく、早急に条例を制定すべきであり、その際、条例中に罰則規定、行政代執行を設けなければ、空き家放置の抑止力に繋がりません。先に条例を制定し、国の法改正や制度改正があつた場合は、条例改正を行えば良いだけのことであると思えます。

色麻町については以上でございますが、空き家対策については、空き家の有効活用も必須の問題であり、人口減少対策を進めている本市にとって、市外からの転入者に対しての受皿を確保するという視点、鹿児島市・鹿屋市・霧島市への通勤圏内にあることから、ベッドタウン化という視点からも、今後重要な施策になっていくであろうと感じました。

今回の所管事項調査は、垂水市にとつて参考になる事例が非常に多くありましたことを報告して終わります。

市民に開かれた議会を目指す！

議会報告会を開催しました

【議会報告会の概要】

垂水市議会では、市民の皆様からの声を市政に反映させるため、平成26年7月14日（月）～7月18日（金）までの5日間（9会場）、各地区公民館を会場として、議員自らの手により会場設置等を行い、8名ずつの2班に分かれて議会報告会を開催しました。

市民と市議会が垂水市の施策についての考えを共有し、市政参画への意識を高め、市民の生の声が市政の発展に役立つものと考えます。

【議会報告会当日の流れ】

- 1 開会挨拶（班長）
- 2 出席議員の紹介
- 3 議会報告
- ① 前回報告会の質疑に対する回答
- ② 議会の概要と役割
- ③ 平成26年度予算について
- 4 議会報告に対する質疑応答
- 5 意見及び提言
- 6 閉会挨拶（副班長）

開催日	会場	参加者数
7月14日（月）	境地区公民館（境）	7
7月15日（火）	牛根地区公民館（二川）	8
7月15日（火）	新城地区公民館（新城）	6
7月16日（水）	松ヶ崎地区公民館（松ヶ崎）	7
7月16日（水）	水之上地区公民館（水之上）	23
7月17日（木）	市民館（中央）	7
7月17日（木）	柗原地区公民館（柗原）	10
7月18日（金）	協和地区公民館（協和）	2
7月18日（金）	大野地区公民館（大野原）	15
合計	9会場	85人

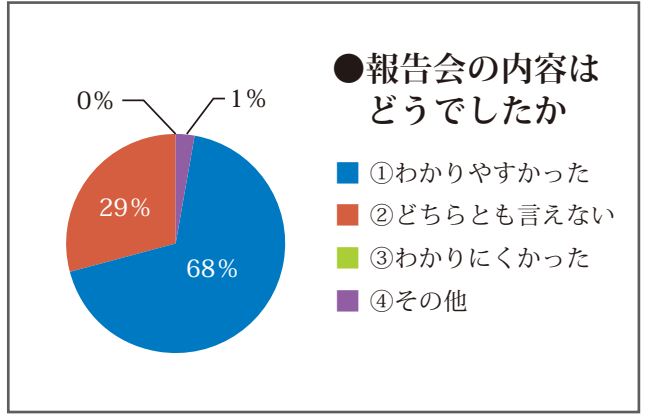
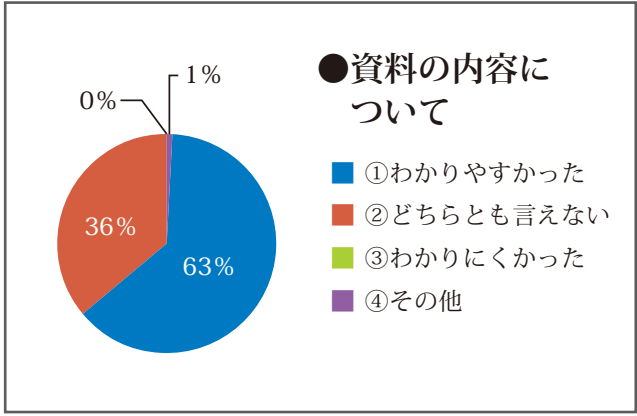
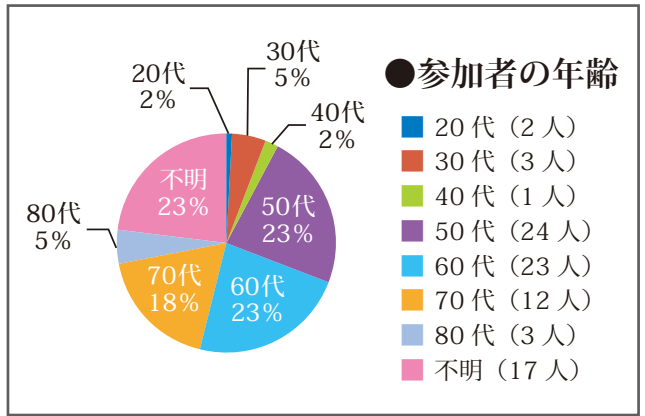
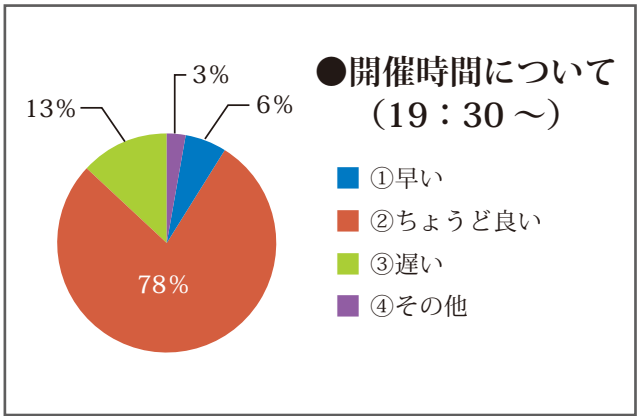
■1班（8名）

- 川畑三郎（班長）
- 持留良一（副班長）
- 堀内貴志、堀添國尚、田平輝也、北方貞明、宮迫泰倫、徳留邦治

※担当会場・牛根地区公民館、水之上地区公民館、柗原地区公民館、協和地区公民館

■2班（8名）

- 感王寺耕造（班長）
 - 川越信男（副班長）
 - 大藺藤幸、池之上誠、池山節夫、森正勝、川尻達志、篠原静則
- ※担当会場・境地区公民館、新城地区公民館、松ヶ崎地区公民館、市民館、大野地区公民館



議会報告会当日のアンケートより

議会報告会の良かった点・悪かった点（※主なもの）

- 議員の皆さんの生の声を聞いたのは良かった。
- 直接質疑応答ができ、深い議論ができてよかった。
- 以前から議会の概要をお聞きしたいと思っていました。知らなかったことが少しだけ分かった、また、報告会に「地域の人を1人でも2人でも誘ってこよう」と思いました。
- 参加者が少ないのに驚きました。今後が心配です。
- 自由意見では議会と関係のない質問が多かった。
- 大野・高峠の件も話し合えてよかったです。皆で田舎の良さを薦めていけたらと思います。
- 大変よく理解できた。住民の意見を聞いて下さった。

議会報告会の議題としてほしいテーマ（※主なもの）

- 何か具体例を挙げて、市民の声がどのように反映されたのか。
- 垂水市の人口問題
- 子育て、子どもについて
- 地区に係る課題



議会報告会（1班）

議会報告会についての感想・提言等（※主なもの）

- ★ 議員がしっかりと頑張っている姿の報告が欲しい。
- ★ 市民が参加する方法を考えるべきである。まだ2回目であるためとは思いますが、やはり、最初が始まりが大切であると思う。一般的に日々の仕事もそうであるが、当選が目的に見える。
- ★ せっかく、各議員が議会報告会に出席するのだから、車載マイクでも開催広報をすべきでないか。

- ★ 垂水市役所職員の出席もあっていいのではと思いました。議員の方の声も聞きたかったです。
- ★ 世代交代も必要なのでは。
- ★ 議員の方々の本音が聞けてよかった。

- ★ 議員であり農業委員の方が多いようですが、農業だけしている方に農業委員をまかせることはできないのですか。

- ★ 議会について大変良く分かりました。議員の方の説明も大変丁寧で分かり易かったです。

- ★ 議会では、全国の先進地とされる自治体の行政視察を行っている。そこで得たものから政策立案し、市長に提言することができると。提言したことが実現すれば市民の評価も上がるし、議会への見方も変わり、議員報酬や定数の多寡についての議論も無くなるのでは。

- ★ 降灰被害は、牛根も桜島も同程度にかかわらず、桜島（鹿児島市）に比べ、本市への国・県からの防災対策予算は少ないのではないかと。国・県へも要望して欲しい。

- ★ 前回選挙で定員削減を公約に当選され、公約実現されたことは評価したい。予算が少ない中で

新規事業もたくさん行われることも併せて評価したい。

- ★ 大野地域では、地域興しをはじめ経済活動も活発に行っている。そこでモノづくりを行う中で若い人たちが働ける場所を作っていかないと将来につながらない。6次産業化につながる農産物加工の起業要望があれば支援をお願いしたい。
- ★ 政策を立案できる政策集団としての議員になってほしい。
- ★ 地域医療の再生について議員も取り組んでほしい。

- ★ 議会報告会は議員と市民がふれあえる機会である。大変良いことだと思っているので、継続してほしい。



議会報告会（2班）

Ustreamを利用したインターネット中継の視聴方法！

平成26年3月定例会より、本会議（初日・一般質問（2日間）・最終日）の生中継映像をユーストリーム社のサービスを利用し、インターネット上で配信しています。

なお、録画されたものについては、生中継終了後に再生可能となります。

本会議生中継映像の視聴方法

垂水市ホームページ（<http://www.city.tarumizu.lg.jp/>）から視聴する場合



①市議会をクリック

②議会中継をクリック

③配信が始まります。

編集後記

晩秋の高隈連山の麓には一つの風景がひろがっています。田んぼの稲刈りも終わり、農作業は来春への準備も始まろうとしているところ。何十年、何百年と繰り返されてきた行為なのかもしれないが、災害があつて田が荒れても、穀物が不作であつても、人々は田に鍬を入れ春への準備を怠りなくやってきています。その証としてこの秋も米がとれました。

さて、議会も任期が数カ月となつてきています。それぞれに去来するのは「責任や役割が果たされているか」という自問自答ではないでしょうか。来る冬に負けないように気を引き締めてがんばる時のようです。

議会開会中!!

- 平成26年第4回定例会 会期日程
- 11月27日 本会議
- 12月9日 一般質問
- 12月10日 一般質問
- 12月12日 産業厚生委員会
- 12月15日 総務文教委員会
- 12月18日 議会運営委員会
- 12月19日 本会議

※本会議は、市役所3階の議会傍聴席にて傍聴できます。

※委員会の傍聴は、委員長の許可が必要です。

※本会議は午前10時から、一般質問及び各委員会は午前9時30分からの開会予定です。

※市などへ意見や要望があるときは、だれでも請願書や陳情書を市議会に提出することができます。請願は市議会議員の紹介を必要としますが、陳情の場合は必要ありません。なお、定例会前の議会運営委員会前日までに受け付けたものが、その会期中に審査されます。

※陳情・請願の審査結果については、結論の出た陳情・請願は結果を郵送で回答します。

日程は変更になる場合がありますので、議会事務局までお問い合わせください。

編集等についての御意見、ご感想等がございましたらお気軽にお寄せください。

■お問い合わせは
垂水市議会事務局
TEL 32-1111 (358)
メールアドレス
t_gikai@city.tarumizu.lg.jp